

平成 25 年度 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

みよし市まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

平成 25 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

平成 25 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は 26 件でした。この中で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 3 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

平成 25 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 111 件で、このうち取り下げが 1 件、手続きを終えたのは 110 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）が 1 件あり、適用しないこととしました。

★ みよし市まちづくり審議会の意見

平成 26 年 4 月 17 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成25年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書

単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
4	1	3	0

② 開発計画書

単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
26	21	0	3	2	52.67

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	0	0

③ 協議後開発計画書

単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況					命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	協議後開発計画書が提出されていない	
21	20	0	0	0	1	54.70

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	0	0

④ 工事完了届

単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
20	3	0	0	17	190.67

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

(2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		2	1						3
住環境保全区域B		1	1						2
住環境保全区域B・教育環境保全区域			2						2
住環境保全区域C			1						1
住環境保全区域C・農業保全区域								1	1
農業保全区域							1		1
農業保全区域・防災調整区域					1				1
集落居住区域			2					1	3
集落居住区域・防災調整区域					1				1
教育環境保全区域								2	2
教育環境保全区域・防災調整区域		1							1
防災調整区域				1					1
近隣商業地域								1	1
指定なし		1		1	1			3	6
合計		5	7	2	3	0	1	8	26

※1：その他=診療所(2)、老人福祉施設(3)、社会福祉施設、研修施設、資材置場

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告 しない	助言・勧告 する	手続き中	取下げ
111	110	0	0	1

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※2	合計
住環境保全区域A		37	1			1			39
住環境保全区域A・教育環境保全区域		33			3				36
住環境保全区域B			1					1	2
住環境保全区域B・教育環境保全区域			1					1	2
住環境保全区域C				1				2	3
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1	1				1	3
農業保全区域				2		1	5		8
集落居住区域				4			2	4	10
集落居住区域・教育環境保全区域								1	1
集落居住区域・防災調整区域					1				1
集落居住区域・農業保全区域		1						1	2
集落居住区域・教育環境保全区域・防災調整区域						1			1
教育環境保全区域				2		1			3
合 計		71	4	10	4	4	7	11	111

※2：その他=寺院、貸家住宅、事務所(3)、擁壁(2)、歯科医院、田畑転換、資材置場、老人福祉施設

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
1	適用しない	既存職業訓練棟（工場）の老朽化に伴う建て替え	国（名古屋刑務所）